

23/9/19 名古屋市議会本会議議案外質問（名古屋城部分）

名古屋市民オンブズマンによる、半自動文字起こしアプリによる文字起こし

浅井正仁(自民・中川区):それでは議長のお許しをいただきましたので通告に従い、質問させていただきます。

浅井正仁(自民・中川区):続きまして名古屋城について質問します。

まず天守閣の現状について今の天守閣が一般公開を中止してから5年以上が経過したと思います。松雄副市長が観光文化交流局長の時には、すでに解体が始まり来年か再来年には木造の天守閣が完成するものと多くの方が期待したと思います。しかし、未だに解体すら始まっていないのが現状です。そこで仮に、一定の安全対策をすれば、現在の天守閣について、例えば期間限定での一般公開は可能ではないでしょうか。

解体すらいつ始められるか全く見当もつかないまま、貴重な天守閣を放置せず、有効活用すべきだと思いますが、観光文化交流長にお伺いします。

次に文化庁に提出予定だった基本計画内容等についてお伺いします。文化庁からは木造復元する天守閣の何階まで昇降機を設置するのか決めてから持って来いと。復元検討委員会の開催に向けて出した資料を提出するように言われていました。

だとしたら、当局は8月に復元検討委員会を開催してもらおうと言ってましたが、もしそうならば文化庁には先回の委員討論会直後くらいに提出する必要があったと思います。しかしこの時期に提出するならば、せいぜい1階か2階までの図面しか書けないから、最初から最上階を目指すつもりはなかったということになります。しかし、それだと市民討論会を開催した意味がありません。そこで松雄副市長にお伺いします。観光文化交流に対して、8月に復元検討委員会を開催できるように文化庁に計画を提出するように指示をしたのは誰ですか。また、一体何階まで、昇降機を設置する計画で、文化庁に提出するつもりだったのかお答えください。

そして、副市長にもう一点確認しますが、前回の本会議で、人権問題が解決するまで、名古屋城木造復元事業を進めないと答弁しましたが、今もその考えは変わっていませんか、お答えください。

これで以上、1回目の質問を終わらせていただきます。

松雄副市長:名古屋城に関連いたしまして、私には天守閣木造復元について数点のお尋ねをいただきました。

最初に、令和5年8月に復元検討委員会に向け、文化庁に計画を提出するよう指示したのは誰かといったご質問でございました。

天守閣の木造復元には市民、経済界、とりわけコロナ禍で大きなダメージを受けた観光業界から大変大きな期待が寄せられていること。

また、議会からも度々叱咤激励を受け、市長からも一刻も早く事業を進めることについて強い指示を受けておりましたことから、私も所管の観光文化交流局も早期の木造復元に向けて

努力いたしておりました。

また今後の進め方につきましても、私と所管局との間で認識に違いはなかったことから、例年8月に開催されると聞いておりました復元検討委員会を目標として、観光文化交流局とも相談をした上で、整備基本計画を文化庁に提出することができるよう、市民意見の聴取、有識者で構成する全体整備検討会議での合意を速やかに進めることも、私から指示をいたしました。

次に公募の昇降技術につきましては、少なくとも最低要求水準である1階まで昇降でき、より上層階を目指せる技術として、市民アンケート、討論会で説明し、その市民意見の聴取の結果により、設置階につきましては、最終的に市長にご判断をいただいた後に文化庁に提出する整備基本計画に掲載する考えでおりました。

最後にこのたびの名古屋城大天守閣整備事業に関わる差別発言問題の認識についてでございますが、名古屋城バリアフリーに関する市民討論会の人権、障害者差別発言についてしっかりと検証を受け、市政の信頼回復に最優先で取り組まなければならないと考えており、現時点でその考えに変わりはありません。

令和5年8月に検証委員会が立ち上がっており、市長も私も検証を受ける身でございますので、検証の結果を真摯に待ちたいと考えております。以上でございます。

佐治観光文化交流局長:観光文化交流局には名古屋城について現天守閣の活用に関するお尋ねをいただきました。現天守閣の耐震性能は、国土交通省が地方自治体に通知した技術的助言で定める地震に対する安全性の区分の中で、地震の震動および衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高いという評価になっております。例えば、耐震性を示す指標であるIS値は、現天守閣の最上階は0.14と大変低くなっており、現天守閣の耐震性が著しく低いため、地震による建物の倒壊により人的被害が生じる恐れが高いことから、平成30年5月7日以降、現天守閣を閉館しているところでございます。

議員ご指摘のように、貴重な現天守閣を有効活用することも大切なことだと考えておりますが、再び現天守閣にお客様に入っていただくようにするためには、大変難しい課題があると認識しております。そういった中で、現天守閣の有効活用の観点から、耐震基準を満たしていない天守閣をお客様の安全確保に配慮しながら観覧していただく方法はないか、慎重に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

浅井正仁(自民・中川区):それぞれご答弁をいただきまして有難うございました。名古屋城については後で再質問させていただきます。

浅井正仁(自民・中川区):そして名古屋城について、観光文化交流局長に答弁いただきました。松雄副市長にも答弁いただきました。まず耐震性に問題がある現天守の公開を検討すると前向きな答弁には、ちょっとびっくりしました。

全否定でくるかなと思っておりました。これね文化庁からも現天守の記録保全、宿題になってます。せめてね例えば、もう5年閉まってるんですよ。これを1階までも登れるような検

討をしていただきたい。何でか。それこそ最後の最後まで名古屋市民そして名古屋市は、名古屋城を愛した。

そしてそこによってね、いろんな動線の記録保全が出来るんですよ。文化庁がこれを望んでるんですよ。そう思いますよと言っておきます。

そして、家康の時代に築造された西南隅櫓と東南隅櫓、そして西北隅櫓ですが実際に公開できるのは平成27年改修した現在一箇所だけです。あとの2ヶ所は耐震改修、あとは中がもうボロボロということで目途もなく今公開出来てない状況です。しかし、なんと、昨年まで期間限定でこの耐震もやってなかった2ヶ所の隅櫓は公開されていたんですよ。現在の天守閣も隅櫓も両方とも耐震補強してないのになぜ隅櫓までが公開していたのか、非常に深い理由があったんだなあと思っています。そして8月の復元検討委員会の開催を指示したのは松雄副市長。前回昇降機を1階までに決めたのも松雄副市長、全て市長ではなく副市長が決めた。やっぱり副市長の存在意義は大きかったなあと思っています。ところで、障害者差別解消法では不当な差別、取り扱いを禁止していますが、正当な理由がある場合不当な差別とはなりません。しかしこの正当な理由になるには障害のある人にその理由を丁寧に説明し理解を得るようつとめる事が前提になっていることは知っていますよね。では松雄副市長にお聞きしますが、障害のある人にいつ丁寧な説明をしましたか。そして、いつ理解が得られましたか。お答えください。

松雄副市長： 障害のある方への説明と理解について再度のお尋ねをいただきました。

木造天守のバリアフリーにつきましては、平成30年5月に決めました木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針により、新技術を求めることといたしました。

昇降技術に関する公募では、観光文化交流において障害者の方へ説明し、あらかじめご意見をいただきながら、技術の要求水準などの検討を進めてまいりました。

また引き続き観光文化交流局で公募の実施中においても、提案技術に対するご意見を伺いながら、最優秀者の技術を選定し、公募の結果についても説明してまいりましたので、障害者の方と対話を重ね理解を得ながら進めてこられたのではないかと私は認識しております。

公募により選定した昇降技術の設置階については、最低1階までは設置することとした上で、市民意見の聴取の結果により、市長にご判断いただき、その後できるだけ多くの市民の皆様にご説明しご理解を得た上で、文化庁に計画を提出してまいりたいと観光文化交流局共々考えていたところでございます。

以上でございます。

浅井正仁(自民・中川区)：ご答弁をいただきましたが、これ6月議会と同じような答弁ですね。ところでね私はこの昇降機が一番の問題は具体的に物が無いことだと思います。つまり昇降機はこれです、こう使います。説明ができないんですよ。物が無いから、だから、この新技術という空論では何も判断できないということなんですよ。

松雄副市長はね人権問題が整理されるまで木造復元を前に進めないと明確に答弁した。ならばこの間に具体的な民間事業者と契約して具体的な昇降機の検討をしてもらい人権問題が

整理でき、昇降技術の具体案ができた段階で改めて市民意見を聞いて市の方針を決める。その後、文化庁と協議して復元検討委員会で議論を始める。このように具体的な昇降機の案を障害者団体の皆さんに示せる手順で進めることこそが、今回の人権問題の反省だと私は思っています。要は観光文化交流局長が、昔々言っていた手順に戻すという考えでいいのか、佐治局長の見解をお願いいたします。

佐治観光文化交流局長：昇降技術開発に関する再度のお尋ねをいただきました。木造天守のバリアフリーにつきましても、昨年度、昇降技術に関する公募を実施し、垂直昇降設備を提案した事業者を最優秀者として選定いたしました。

この昇降技術は、木造天守の本質的価値である柱や梁を取り除くことなく設置することができ、各階で乗り換えながら、上層階を目指すことができる垂直昇降設備でございます。選定した昇降技術は、公募で提案された中で最高の技術であり、木造天守のバリアフリーを実現するために非常に有効であると考えております。

議員ご指摘の通り、観光文化交流局といたしましては、まずは公募で選定いたしました技術の開発に着手し、技術的側面から何階まで設置できるのか、具体案を明らかにした上で、障害のある方はもちろんのこと、市民の皆様のご意見を聞き、市の方針を決定した後、整備基本計画に反映していく手順が望ましいと考えているところでございます。

浅井正仁(自民・中川区)：答弁をいただきましたが、先ほどあの松雄副市長の答弁、ちょっと戻って申し訳ないんですけど、松雄副市長の答弁をわかりやすく解説するならば、市民討論をしてから市長が判断する。そののち広く市民の方に説明を行い理解を得る。これは昨年度2月定例会で私どもの引退された大先輩の渡辺義郎先生の本会議で松雄副市長が答えた答えだと思えます。ではお聞きしますが6月3日に討論会、12日全体整備検討会。そして6月の15日には議会の委員会。その後、文化庁に提出。これは6月20日でアポがあったといわれています。だとすると討論会後に市長が判断全体整備検討会議までの約1週間で市民に広く説明を行って、理解を得ることになります。

では、松雄副市長にお聞きします。この1週間の中で、いつどのように広く市民に説明し理解を得る想定だったのか詳細な日程をお示めしいただきたいと思えます。

松雄副市長：市民の方への説明の日程について再度お尋ねをいただきました。

先ほども私ご答弁いたしましたように、市のバリアフリーの方針につきましても、2月議事会でもご答弁いたしました。

これまで行ってきたアンケート、市民討論会やバリアフリー検討会議でのご意見を踏まえて市長にご判断いただいた後、全体整備検討会議、議会への委員会でのご説明を経て、障害のある障害のお持ちの方も含めて、広く市民の皆様にご説明し理解を得た上で、文化庁へ計画を提出しなければならないというふうに考えておりました。

しかしながら、市民討論会以降、バリアフリーの方針を出せる状況ではなくなったため、結果的に、障害のある方をはじめ、市民の皆様への具体的なスケジュールや説明の方法などを

検討する状況には至りませんでした。
大変申し訳ありません。

浅井正仁(自民・中川区)：市民討論会以降スケジュールが決まらなかった。そもそもスケジュールなんか決まらないんですよ、日数ないじゃないですか。ね。

どうやって1週間で市民討論会やるんですか。だから正直に答えなさいよ、皆さん。

でねだからね、決め打ちなんですよ、5階なんてね夢枕だった。1階しか出せないんですよ、名古屋市は文化庁に。最悪、1階で出してね。

その後に市民説明会をやると。そして議会で説明するとなったら紛糾ですよ。じゃ仮にこれ出したらどうなるか、教えてください。

まず最初、あなた達は1階で持って行く。多分文化庁はこういいますよ。「名古屋市さんは1階で決めたんですよ。市民の理解を得たんですよ。」得てませんと。とりあえずは受け付けてもらえると思います。1階は、だけどその後は、1階で決まってないものを復元検討委員会にかけた。その後どうするかも見当がつかない。その1年後にはこれ多分消滅しますよ。それか、名古屋市さんが決めてから持って来てください。そうすと前回の現状許可と一緒にですよ。取り下げですよ、取り下げじゃないですよ。

名古屋市さんは返却って言ってましたね。それがね、今回の落ちですよ。だから決めてから持ってこい。これが正解なんですよ。決めてから持って来い。それなのに5階なのか4階なのか3階なのかわかんない。

だからあなた達は多分決め打ちで、1階で持ってったんだと思います。

そして最後に市長さんにお聞きします。現在の天守閣を公開するのは難しいことは理解できます。

問題はね、さっき言った隅櫓も問題ですよ。耐震したのは1つだけ。残り2つは地震がきたら完全に倒壊して、なくなるかもしれないという今状態です。でもこれまさに本物。重要文化財、市長の好きな。

で市長にお聞きしますが、なぜ本物を大切に作る市長が地震が来たら倒壊するかもしれない、耐震改修もしないで、正に築造当時から残る本物中の本物とも言える隅櫓を放置しているのかその理由を教えてください。

そして市長は障害者差別解消法の規定により、合理的配慮が必要であり、不当な差別としないためには正当な理由が必要なことは知っていますよね。そこでお聞きしますが木造復元をするにあたって正当な理由による合理的配慮をしているという理解でよろしいんですか。市長お願いします。

河村市長：まず隅櫓の件でございますけど、正確を期すために文章でいきますと、現在隅櫓と同じ国の重要文化財に指定されておる本丸表二の門の修復を先行して進めていることから隅櫓への耐震対策の実施までにはいたっておらず、申し訳なく思っております。そうした中、今年度より名古屋城の重要文化財建造物の保存活用の方針を定める計画の策定を進めて

おります。重要文化財建造物保存活用計画において、隅櫓の耐震対策についても検討を進め、速やかに対策を実施できるよう努力していきたいと思っております。

それから、いわゆる正当事由ということでございますが、これも正確を期すために文章でいきますが、文化庁は令和2年4月17日にですね、史跡等における歴史的建造物の復元等関するに基準を決定しており、復元と復元的整備について基準を定めました。そして復元における技術的事項には復元する歴史建造物は遺跡の位置、規模、構造形式等において十分な根拠をもち、復元後の歴史的建造物が規模、構造、形式等において高い蓋然性を持つこととあります。

またこの文化庁の基準のもととなった有識者ワーキングで取り纏められました天守等の復元のあり方において再現された歴史的建造物の価値が整理されており、そこでは、再現された歴史建造物は直ちに文化財として扱われるものではなく史跡等の文化財に準じた価値を伝えるため手段としての複製品と捉えられるが、他方で、忠実性を追求し再現される歴史的建造物の質が確保されるよう適切に再現された歴史的建造物に適切な評価を与えることが、適当であると述べられております。

私は適切な評価とはまさに文化財であり、名古屋城天守閣については100年後200年後に、再び国宝に指定されることだと確信しております。そして文化財ということであれば、文化財保護法がございまして、その第3条には、政府および地方公共団体は、文化財はわが国の歴史文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるよう周到の注意をもってこの法律の主旨の徹底に努めなければならないとあり、市民だけでなく人類の宝として、往時の姿を復元することが、まさに任務ということでございます。

名古屋城天守閣については先人たちの努力により古写真は昭和実測図などの資料が残されており、再現の中でも十分な根拠による蓋然性の高い復元が可能な唯一無二の城であります。文化庁の決定した基準に沿って、高い蓋然性を持つことを実現する行為が正当な理由にあたります。

私は過去エレベーター要請について一度も断ったことはありません。

議長: この際申し上げます。議会運営委員会で決定されました発言時間が経過をいたしましたので速やかに

河村市長: いや、ちょっと待ってください。まだこれ重要なところですから、これやってもらわないと、あと市民の皆さんに悪いじゃないですか。

もう1行で終わります。日本一の福祉のまち名古屋を作っている。

議長: 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。